

🗳 フィリピン へお引越されるお客様へ

紫 サカイ引越センター Sakai Moving Service Co., Ltd.

【日本側】

①パスポートコピー ②VISAコピー(日本若しくは現地) ③旅程表(Eチケットコピー) ④申込書 【現地側】お客様が日本国籍の場合

①パスポート ②VISA ③パッキングリスト(弊社で作成させて頂きます) ④雇用証明等 ⑤フィリピン入国時のスタンプページコピー

必要書類

【その他】

- ①保険申込書 ②委任状 ③宣誓申告書 (弊社代理店で用意致します)
- ※ご準備頂く必要書類は現地側代理店により異なります為、都度ご相談となります。 ビザの種類に関わらず、フィリピン側は課税通関となります。関税は実費にてご請求となりますので 予めご了承くださいませ。

ない品

お運び出来 貴重品(現金・通帳・有価証券・貴金属・宝石類等)

動植物(土の付いた物)、土

危険物(可燃製品・スプレー缶・ガスボンベ・ライター・マッチ等)

拳銃・刀剣・武器・弾薬・爆発物・危険物(模造刀・模造拳銃含む)

商標権や特許権・著作権の権利侵害物品、偽造・変造・模造の通貨や証券等

麻薬・覚せい剤及び吸煙具・けし・大麻の実・毒物・ガム・劇物

ポルノ(写真・雑誌・DVD・ビデオテープ等)、政治的煽動文書

輸入禁止品 FMラジオ、FAX機器、衛星放送用アンテナ、CD,DVD全般

輸入規制品 ワシントン条約該当品目、古美術品

車輌、ワラ製品(ゴザ等)

動植物(種子・剥製・卵等含む)・酒・米・タバコ・薬(処方箋、市販薬、サプリ類含む)

CD.DVD類のデータ類、ルーレット等ギャンブルに関するもの

腐りやすい物(生の食品等)

※貴重品(貨幣、有価証券、通帳、貴金属、宝石等)・酒・タバコ・香水・ゴルフバック・

薬品(処方箋による薬も含む)は携帯手荷物としてお持ちください。

ご注意

- ※フィリピン入国から90日以内に輸入しなければなりません。 ※関税・保管料については、現地側で直接ご決済頂きます。
- (フィリピンは入港後フリータイムがございません為、輸入通関中の保管料が必ずかかります。)

ついて

基本的には弊社手配のスタッフにて梱包をさせて頂きます。

お預かりにお客様にて梱包頂く場合、ダンボールの口は閉めず、

内容物と数量のメモをダンボールに入れて頂けます様お願い致します。

家電製品はメーカー、品番、シリアルNoの記載が必要ですのでスタッフに梱包をお任せ下さい。

船積みに ついて

書類が揃い次第船積みをさせて頂きます。

事前に書類の確認をさせて頂きますので、

書類が揃う予定日が決まりましたらご一報をお願い致します。

書類の確認が出来次第、船の予約→船積みをさせて頂きます。

現地通関に ついて

お預かりのタイミング等のお打合せのご連絡を現地代理店よりさせて頂きます。

(現地代理店につきましては船積み頃にご案内させて頂きます。)

通関事情は急遽変更になる場合が御座いますので、都度営業よりご案内させて頂きます。

その他

入港する港・タイミングによっても通関事情が異なります。

高額な美術品や骨董品がある場合は事前にお知らせ下さい。

新品は課税対象となります。現地で発生しました税金はお客様にて現地決済頂く形となります。 弊社を介して保険をご購入の場合は付保金額の1.5%が保険料金となります。

ご不明な点やご質問が御座いましたら、 お気軽に下記フリーダイヤルかメールにてお問い合わせ下さい。

TEL 0120-78-1141

